

○大阪大学外国語学部副学部長に関する内規

平成 19 年 8 月 23 日
制 定
最近改正 令和 5. 4. 1

(設置)

第 1 条 大阪大学外国語学部（以下「学部」という。）に、副学部長 2 人を置く。

(職務)

第 2 条 副学部長は、学部長の職務を補佐する。

(指名)

第 3 条 副学部長は、人文学研究科の専任教授のうち、外国語学部の教育を担当する者から学部長が指名し、学部教授会に報告する。

(任期)

第 4 条 副学部長の任期は、原則として学部長の任期と同一とする。ただし、学部長が任期の途中で辞任を申し出た場合、欠員となった場合、又は解任された場合は、次期学部長が就任するまでの間とする。

2 副学部長は、再任されることができる。

(その他)

第 5 条 この内規に定めるもののほか、副学部長に関し必要な事項は、学部教授会において、別に定める。

附 則

この内規は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 24 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。